

改正銀行法に係る「銀行法施行令等の一部を改正する政令等（案）」に対する意見・質問

No.	該当箇所 (銀行法施行令・施行規則・ ガイドラインの別、項番等)	意見・質問
1	【別紙12】銀行法施行規則 第34条の37第1項第3号ロ（銀行代理業の許可の 審査）	銀行代理業の許可審査上の実務経験者の配置要件に関して、改正案は、「（１）当座預金の受入れを 内容とする契約の締結の代理又は媒介」を行う場合は「当座預金業務」に従事したことのある者、 「（２）法第2条第14項第2号に掲げる行為（資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結 の代理又は媒介）」を行う場合は「資金の貸付け業務」に従事したことのある者、とそれぞれ規定 されている。 この点、改正前の要件の規定においては、それぞれの行為区分に応じた業務経験に加え、「これと 同等以上の能力を有すると認められる者であること」とされている。 上記(1)、(2)について、改正前と同様に「これと同等以上の能力を有すると認められる者」も含ま れるとの理解でよいのか。 また、この理解でよい場合、上記(1)については、改正前と同様に、資金の貸付け業務の実務経験も 加味することができるとの理解でよいのか。
2	【別紙12】銀行法施行規則 第34条の64の5（電子決済等代行業者登録簿の 縦覧）	電子決済等代行業者登録簿について、「当該電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所の所在 地を管轄する財務局・支局に備え置き、縦覧する」とあるが、他の財務（支）局所管の登録状況を 確認できるよう、貴庁ホームページにおいて、電子決済等代行業の登録業者の一覧（登録日付・番 号、名称、所在地等）を掲載いただきたい。
3	【別紙27】電子決済等代行業者の登録申請時の留 意事項等 ・登録審査に当たっての留意事項 4 頁	「当該電子決済等代行業者単独では、その行う電子決済等代行業に必要な水準を満たすことができ ない」とあるが、「単独」とは、登録申請者である電子決済等代行業者の外部委託先（再委託等含 む）も含むとの理解でよいのか。
4	【別紙27】電子決済等代行業者の登録申請時の留 意事項等 ・登録審査に当たっての留意事項 4 頁 審査する項目の例(9)(10)	審査項目の例として、コンティンジェンシープランや障害発生時等の対応とあるが、銀行と電子決 済等代行業者との間での契約に当たっては、FISCの「API接続チェックリスト」に基づき、「サービ ス利用の制限・停止が行えること」、「利用顧客に速やかにサービス停止を通知すること」を満た せば足りるとの理解でよいのか（復旧を前提に障害時の対応やコンティンジェンシープランを電子決 済等代行業者に求める必要はないとの理解でよいのか）。

以 上